

“人権”を守る男女平等

近年、性犯罪、DV（ドメスティック・バイオレンス）、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等は重大な人権侵害であるという認識が深まり、それらに対する相談は増加傾向にあります。配偶者暴力防止法が再改正され、保護命令の対象として身体的暴力だけでなく脅迫行為も追加され、被害者対策も進みつつありますが、相談体制の充実とともに、各種関係機関の連携が重要とされています。

被害者が自身の尊厳を取り戻し、自立した生活を送れるようにするためには、精神的ケアや就業支援などさまざまな支援も必要となります。また、若年者間においても親密な関係におけるDV被害が多い実態が明らかになるなど、新たな課題も出てきており、DVに関する啓発を一層深めていくことが必要です。

暴力をめぐる問題の他にも、的確な医療が受けられる環境づくりや「生涯にわたって自分のからだや性に関することを自分で決める権利」にもとづく意思決定が男女ともに行える環境づくりが求められています。

その他にも、ひとり親家庭や障害のある人、外国籍の人など、社会的に困難を抱えやすい人々への支援が行われ、誰もが人権を保障され、いきいきと暮らすことのできる社会をめざしていく必要があります。

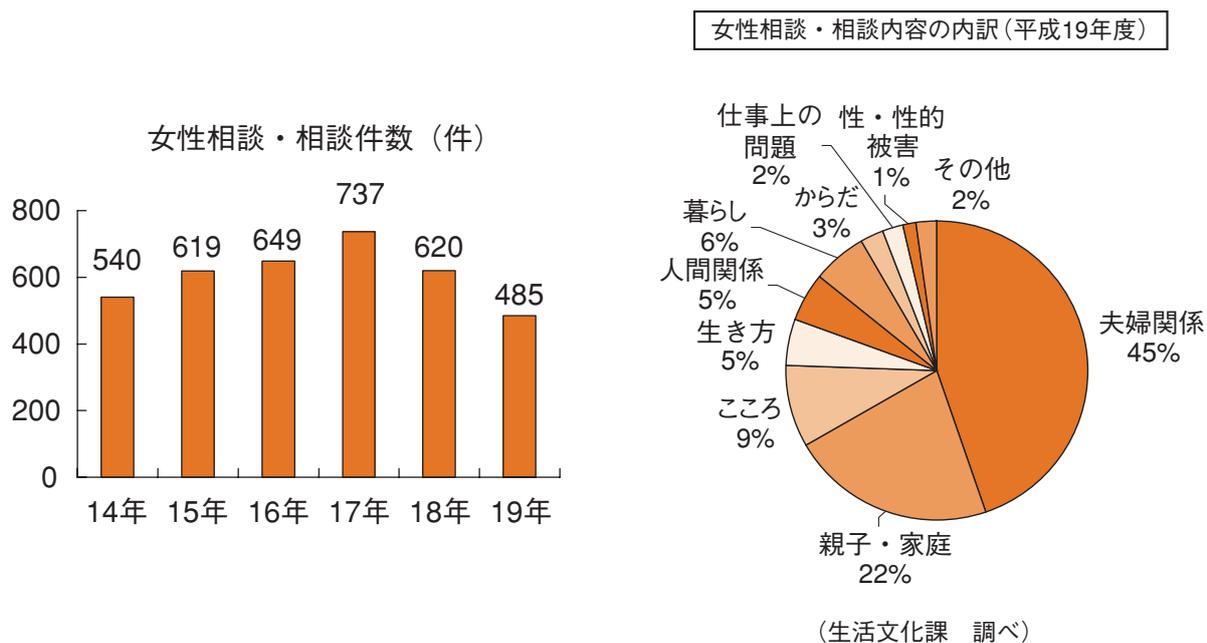
職場や家庭、地域等において生じる問題について、市民が気軽に相談できる体制が求められています。それら市民が感じる悩みの中には、さまざまな男女の不平等から生じる問題も多くあり、各種相談を受ける際の視点としてジェンダー問題への理解が必要です。

相談に応じる相談員の資質向上や、各種相談や関連機関との連携をとるなど、相談者の立場にたった相談体制の充実を図ります。

施策

- ①相談の充実
- ②相談員の資質の向上
- ③各種相談や関連機関との連携

■（右図）西東京市女性相談・相談内容内訳（平成19年度）
 ■（左図）西東京市女性相談・相談件数の推移（平成14～19年度）



施策	施策の内容	主な取り組み	区分	主たる担当課
相談の充実	男女平等の視点にたち、日々の暮らしの中での自分自身のこと、夫（妻）や子ども・親のこと、職場の人間関係などでの悩みや、心・健康・からだのこと、家庭内暴力・DVの問題などを、相談者とともに解決の糸口を見出していく相談事業をすすめます。	女性相談の充実〔15にも掲載〕	↗	生活文化課
		対象者ごとのきめ細かい相談の充実 ・市民相談 ・子ども家庭相談 ・母子相談 ・教育相談 等	↗	関係各課
		相談を周知するパンフレットの作成・配布	↗	関係各課
		男性相談のあり方の検討〔15にも掲載〕	!	生活文化課
相談員の資質の向上	東京都等で実施する研修情報を相談員へ提供し、受講をすすめます。また、相談対応を第三者により評価し、質の向上に努めます。今後は、外国語による相談対応について検討を行います。	研修に関する情報提供	→	生活文化課 関係各課
		スーパーバイズ※の実施	→	生活文化課
		外国語（英語・韓国語等）での対応についての検討	→	生活文化課 関係各課
各種相談や関連機関との連携	相談後の支援などがスムーズに行われるよう、相談窓口をもつ関係各課や保健所などの関係者による連絡会を開催します。また、家庭内暴力・DV・虐待等の早期発見・対応のため、警察、病院、民生・児童委員等との連携を図ります。	相談担当者連絡会の開催	↗	関係各課
		各種関連機関・専門家との連携強化 ・保健所 ・病院 ・警察 ・児童相談所 ・民間シェルター※ ・NPO ・法律家 等	↗	生活文化課 関係各課

区分：新規 = ! 継続 = → 拡充 = ↗ 網掛けは重点的な取り組み

スーパーバイズ

相談員が、相談者の訴えを明確に把握し、的確な対応をしているかどうかを、専門性をもった第三者の目を通して検討し、相談員の援助をすすめる取り組み。

シェルター

DVの被害にあっている人が、緊急一時的に避難する宿泊のできる施設のことをシェルターという。宿泊場所を加害者に知られないようにする必要があるのである。

12

女性をとりまくあらゆる暴力の防止

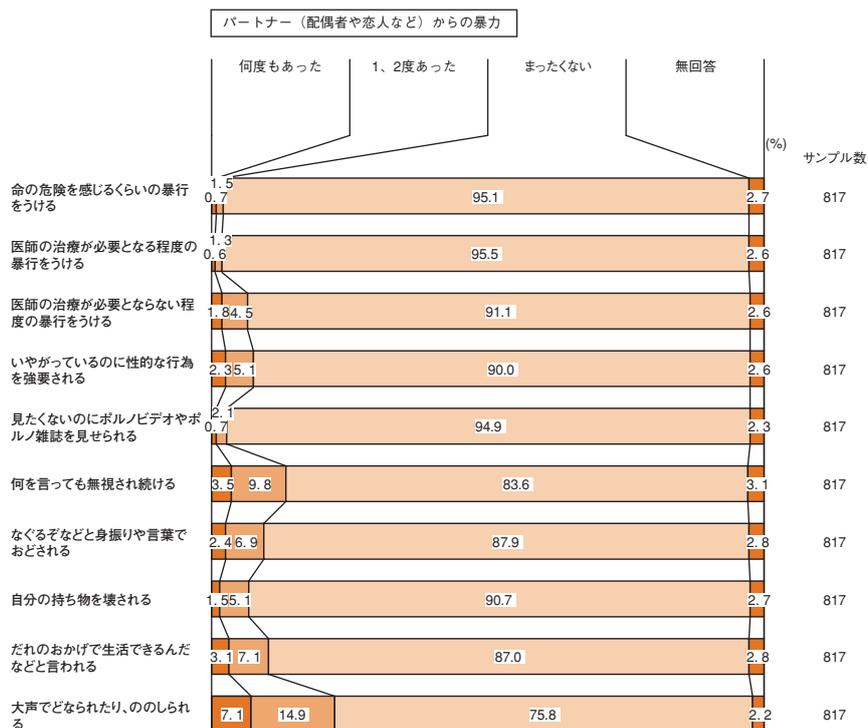
暴力の被害を受けている女性が人権を回復するために必要な支援をうけられるよう、専門性をもった相談員が相談にあたり、支援機関についての情報を提供するなどの取り組みをすすめていきます。

また暴力を起こさせないためにも、女性に対するさまざまな暴力はいずれも人権を脅かす行為であり、公的な関係・私的な関係を問わず許されないものであるという認識を、広めていきます。

施策

- ①ドメスティック・バイオレンスの防止と被害者支援
- ②セクシュアル・ハラスメント、ストーカー、性暴力等への適切な対応

■ 西東京市におけるDV被害の実態 —2.2%の人は命の危険を感じるほどの暴力を受けた経験がある。



資料：男女平等市民意識調査（平成19年度）

施策	施策の内容	主な取り組み	区分	主たる担当課
ドメスティック・バイオレンスの防止と被害者支援	配偶者や恋人等親密な関係にある男女間の暴力であるDVについて、理解を広めるための講演会・学習会等を開催します。 また、被害にあった女性が、的確な対応を受けられるよう、専門性をもった相談員を配置したり、緊急に一時避難できる場所の確保に努めます。	DVに関する講座や講演会の開催	↗	生活文化課
		デートDVについての啓発	!	生活文化課
		警察・病院等との連携	↗	生活文化課
		民間シェルターへの運営費の補助	→	生活文化課
		緊急一時保護宿泊費等の支援	→	生活文化課
		緊急一時保護事業	→	生活文化課
		被害女性の自立のための支援	↗	生活文化課 生活福祉課
		配偶者暴力防止対策基本計画策定の検討	!	生活文化課
セクシュアル・ハラスメント、ストーカー、性暴力等への適切な対応	人権を侵害するセクシュアル・ハラスメント、ストーカー、性暴力などの被害防止に向けて、啓発や相談体制の充実を図ります。 また、警察・東京都などの関連機関との連携を目指します。	暴力の防止に関する市職員・教員への啓発・研修	→	職員課 教育指導課 生活文化課
		教育相談・スクールカウンセラーなどによる相談窓口の充実	→	教育指導課
		苦情処理機関設置の検討(セクシュアル・ハラスメントに対する相談や申し立てを含む)〔⑥⑮にも掲載〕	→	生活文化課
		セクシュアル・ハラスメント等の訴訟費用の貸付制度導入の検討〔⑥にも掲載〕	→	生活文化課
		市内事業所への意識啓発	↗	産業振興課 生活文化課
		緊急一時保護宿泊費等の支援	→	生活文化課

区分：新規 = ! 継続 = → 拡充 = ↗ 網掛けは重点的な取り組み

13

性と生殖に関する健康支援

各論

”人権“を守る男女平等

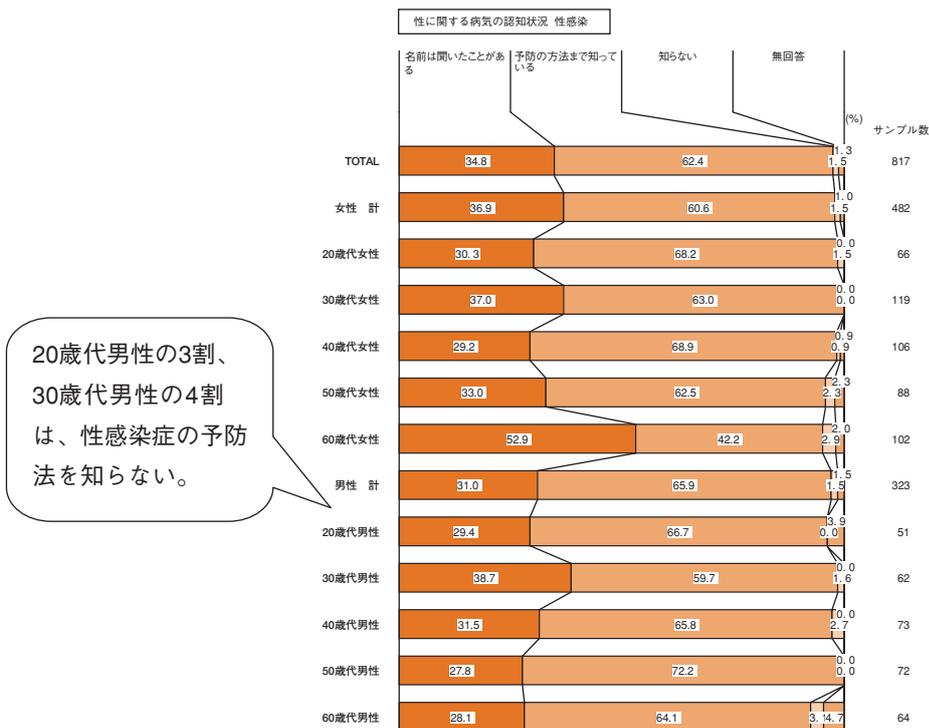
生涯を通じて健康な生活を送ることができるように、女性も男性もそれぞれのからだについて十分理解し、自分の健康についての自己決定という人権尊重と、自分と自分以外の人を大切にできる意識をもつことが必要です。

また、女性は、妊娠や出産をする可能性があり、男性とは異なった健康上の問題に直面します。市では、生涯を通じて健康な生活を送ることができるよう、性や生殖をめぐる健康上の問題に対しての情報提供や支援を行います。

施策

- ①からだと性に関する正確な情報の提供
- ②女性専門医療の充実に向けた取り組み

■ 西東京市における性感染症に関する認知の実態



資料：男女平等市民意識調査（平成19年度）

施策	施策の内容	主な取り組み	区分	主たる担当課
からだと性に関する正確な情報の提供	リプロダクティブ・ヘルス／ライツの概念が社会に根づくよう、多様な機会を通じて情報の提供を行います。また、幼児期・思春期から成人期にいたるまで、発達に応じて、性に関する正しい知識を身に付けられるよう努めます。	発達に応じた性教育の充実 〔②にも掲載〕	↗	教育指導課 生活文化課
		性と生殖に関する情報の提供	↗	子ども家庭支援センター 生活文化課
		性感染症予防に関する情報提供	↗	健康年金課
女性専門医療の充実に向けた取り組み	女性特有のからだの不調や悩みを聞いてもらえる医療機関が身近なものとなるよう、情報の提供を行います。また、女性にとって妊娠・出産の安全性と快適さを確保するための周産期医療の情報提供に努めます。	女性専門外来に関する情報提供	→	健康年金課 生活文化課
		女性専門外来設置に向けた医療機関への働きかけ	→	健康年金課 生活文化課
		子宮がん、乳がん、骨粗しょう症の予防と検査の充実	↗	健康年金課
		周産期医療サービスに関する情報提供	!	子ども家庭支援センター

区分：新規 = ! 継続 = → 拡充 = ↗ 網掛けは重点的な取り組み

リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）

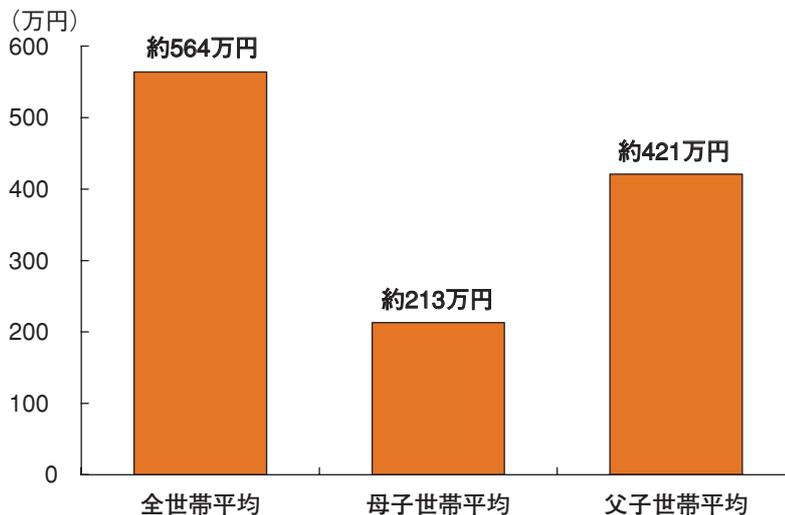
いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のいく性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれている。また、思春期や更年期における健康上の問題等生涯を通じた性と生殖に関する課題は広くあるといわれている。

ひとり親の多くは、子育てと家計の維持を一人で担っています。しかも家事・育児と仕事の両立が難しいため、社会的支援を必要とする場合があります。とりわけ女性は就労について、男性より不利な状況が続いています。その他、高齢者や障がいのある人、その家族など、さまざまな困難を抱える市民に対して支援していきます。

施策

- ①ひとり親家庭への支援
- ②高齢者への生活支援
- ③障がいのある人への支援

■ 母子世帯の収入実態（平成17年） — 母子世帯の年間平均収入額は全世帯平均の4割程度。



※ ここで言う「収入額」とは、生活保護法に基づく給付、児童扶養手当等の社会保険給付金、就労収入（手取り）、別れた配偶者からの養育費、親からの仕送り、家賃・地代など全ての収入の額をさす。

資料：厚生労働省「全国母子世帯等調査結果の概要（平成16年度）」より作成

施策	施策の内容	主な取り組み	区分	主たる担当課
ひとり親家庭への支援	いろいろな責任を一人で負うために重くなりがちな負担を軽減するよう、支援を行います。	ホームヘルパーの派遣	→	子育て支援課
		相談窓口の充実	↗	子育て支援課 生活福祉課
		ひとり親家庭就労相談	→	産業振興課
		就労援助と雇用促進	↗	子育て支援課 産業振興課
		母子家庭の母への就労支援	!	子育て支援課
		ショートステイ・トワイライトステイ*サービスの検討	↗	子ども家庭支援センター
		一時保育の実施	↗	保育課
高齢者への生活支援	ひとり暮らしの高齢者が差別されることなく、住み慣れた地域で暮らすことができるよう支援を行います。建替え時など住宅の確保が困難な場合など、安心・安全な暮らしを支援します。	高齢者住宅の提供	→	都市計画課
		相談窓口の充実	!	高齢者支援課
		相互協力体制の整備	!	危機管理室
障がいのある人への支援	障がいのある人が差別されることなく、住み慣れた地域で暮らすことができるよう支援を行います。	西東京市障害者基本計画における具体的施策の実施	↗	障害福祉課 関係各課

区分：新規 = ! 継続 = → 拡充 = ↗ 網掛けは重点的な取り組み

トワイライトステイ

残業等で保護者の帰宅が遅い場合、児童福祉施設等で夜10時ごろまで預かるサービス。

